

## ○蒲郡市幸田町衛生組合議会公印規程

（昭和三十八年六月二十八日  
議 会 告 示 第 四 号）

第一条 蒲郡市幸田町衛生組合議会の公印は、この告示の定めるところによる。

第二条 公印は、議会議長印の一種類とし、議会議長名をもつてする文書に用いるものとする。

第三条 公印は、議会議長が指示する事務職員が保管する。

第四条 公印の印影は朱印とし、形式、書体及び寸法は、別記様式のとおりとする。

第五条 この告示に定めるもののほか、公印に関して必要な事項は、議会議長がこれを定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

蒲 郡 市 幸 田  
町 衛 生 組 合  
議 会 議 長 印

てん書方18ミリ